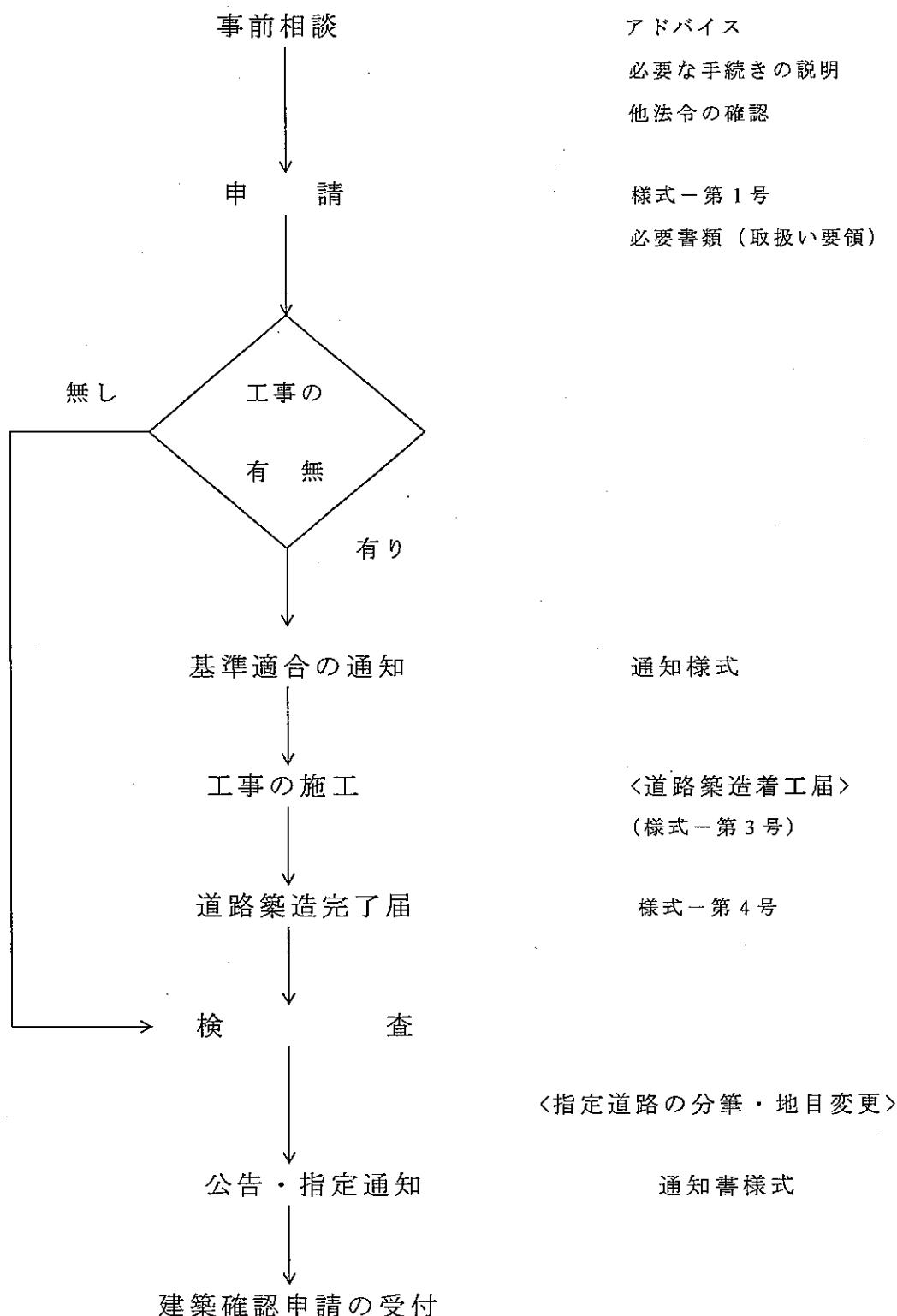


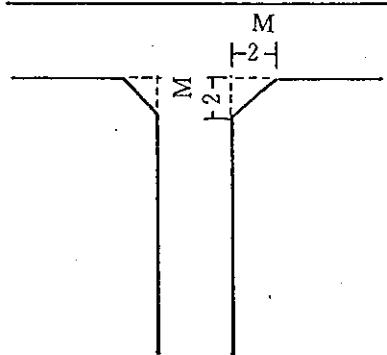
## 申請手続の流れ（フローチャート）



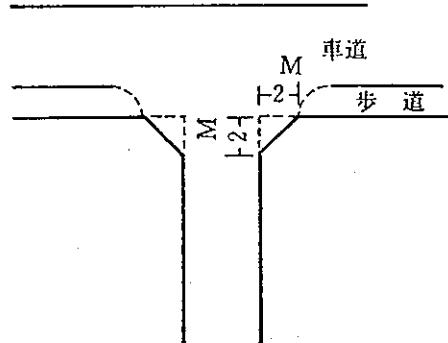
○道路位置指定の技術基準について

## 第1. 隅切の取り方

(イ)

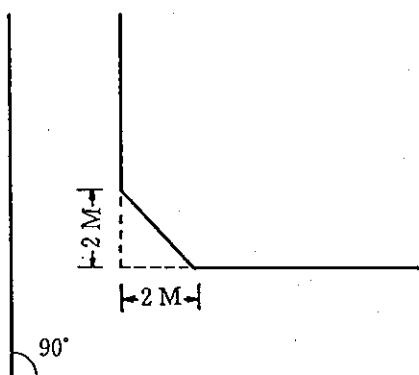


(ロ)

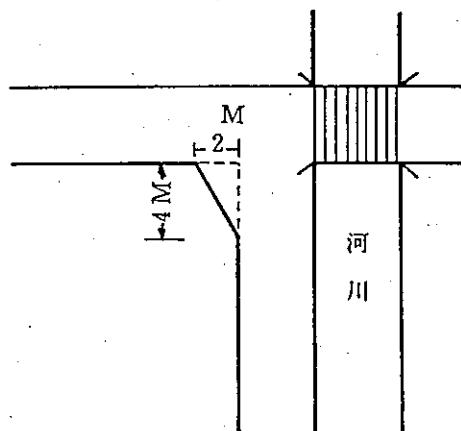


歩道部分は道路管理者の指示による。

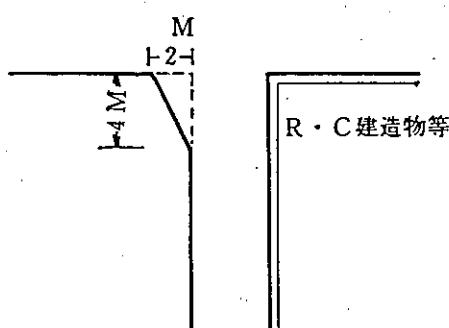
(ハ)



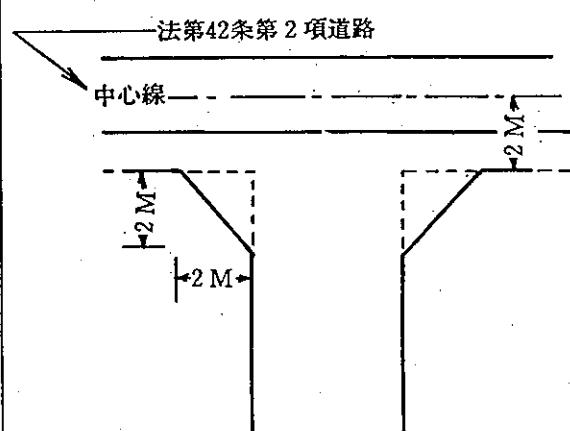
(ニ)



(ホ)

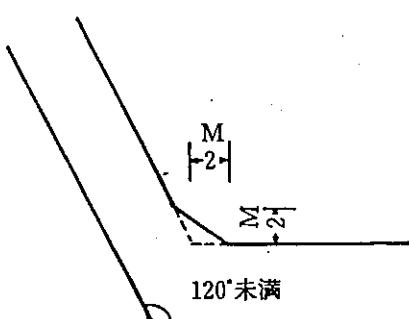


(ソ)

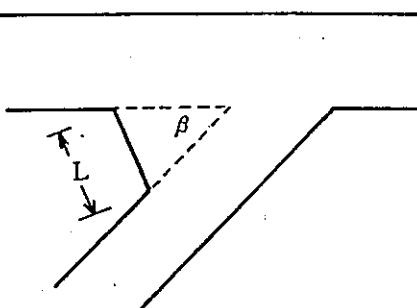


## 第2. 隅切の取り方

(ト)

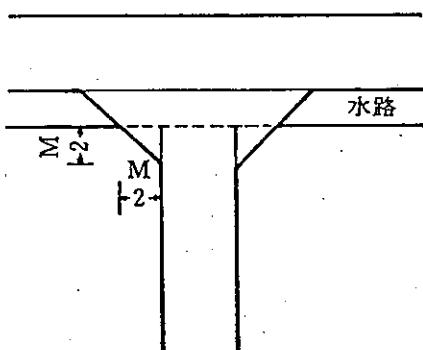


(チ)

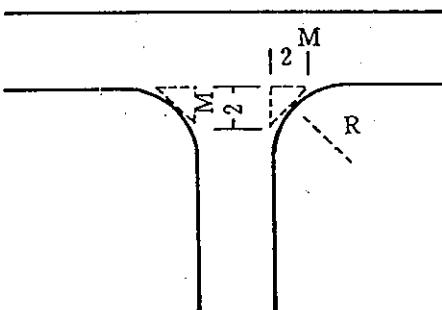


隅切は二等辺三角形とし、底辺の長さを  
60 ~ 90° で 3M 以上、60° 未満で 4M 以上とする。

(リ)

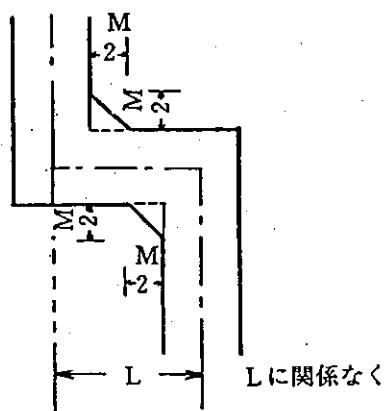


(ヌ)



Rの隅切に斜辺 2M の直角三角形の底辺が  
外接する構造

(リ)



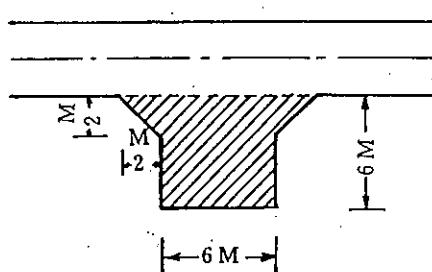
### 第3. 転回広場の形状・寸法(告示45年183号の基準に適合する例示)

#### 転回広場についての注記

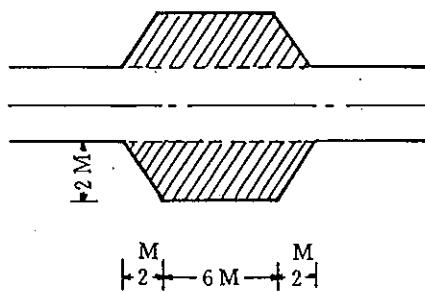
- 1) 転回広場は道路とみなす。
- 2) 境界ブロック等で位置形状を明確にしなければならない。
- 3) 転回広場に標柱の設置を指導する。  
例、一木柱(9cm角GL+1.5以上)  
(白ペンキに黒文字)
- 4) 道路測溝が転回広場を横断するのを認める。

#### A、道路の中間に設ける場合

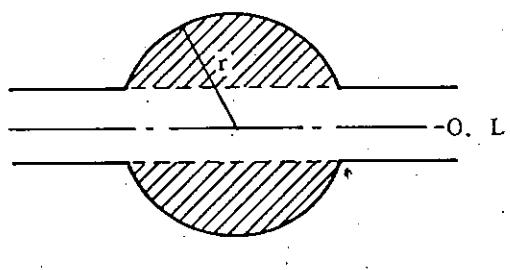
(A-イ)



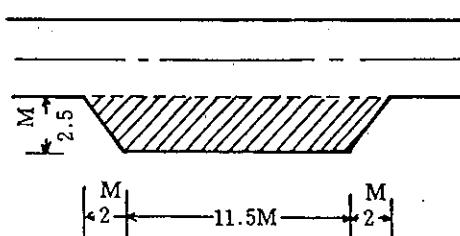
(A-ロ)



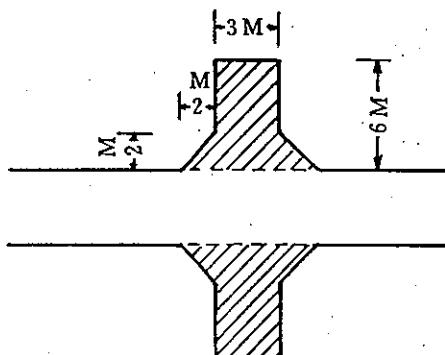
(A-ハ)



(A-ニ)

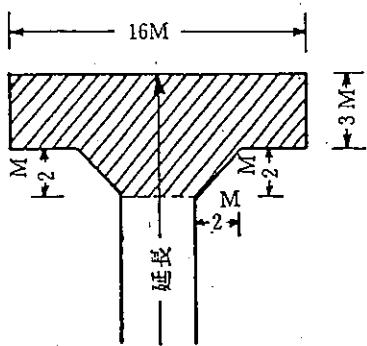


(A-ホ)

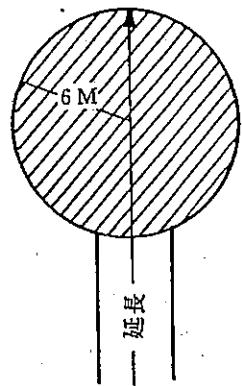


B、道路の終端に設ける場合

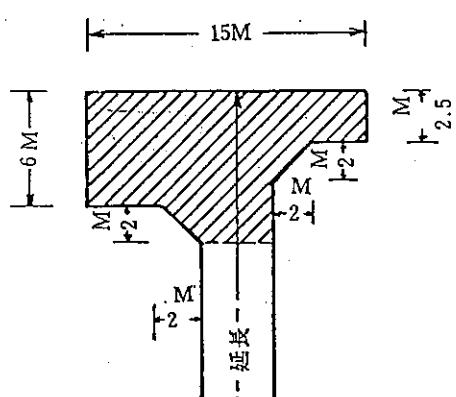
(B-イ)



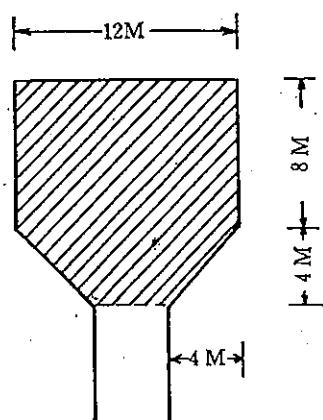
(B-ロ)



(B-ハ)

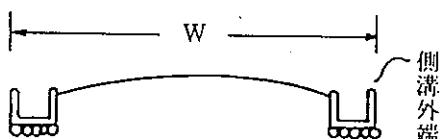


(B-ニ)



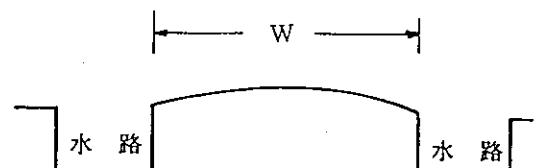
#### 第4. 道路巾員の測り方

(1)



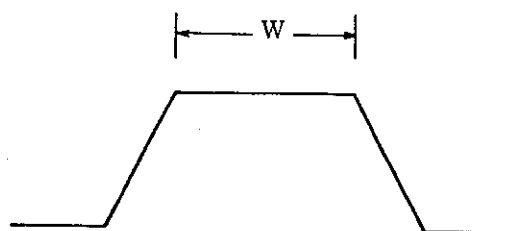
巾員に道路測溝含む

(2)



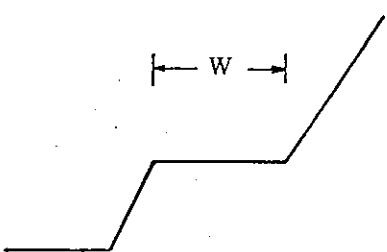
巾員に水路は含まない。

(3)

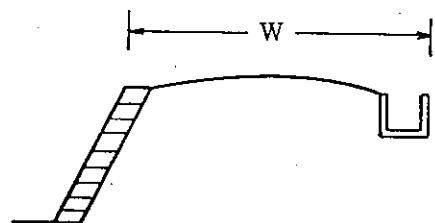


巾員に法敷は含まない。

(4)

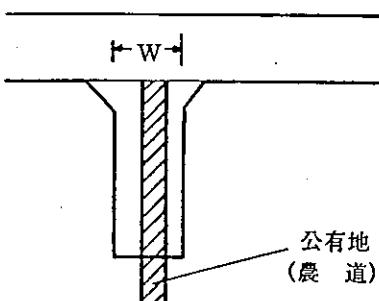


(5)



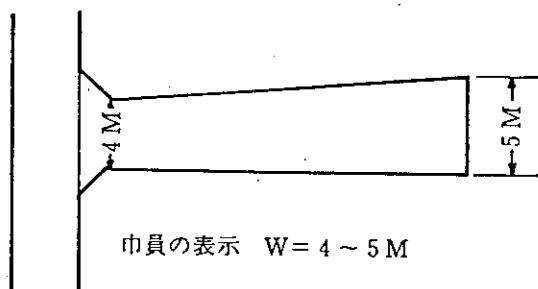
擁壁を築いた場合は、巾員に  
路肩を含む。

(6)



公有地  
(農道)

(7)

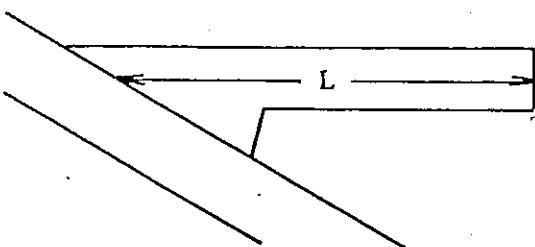


巾員の表示  $W = 4 \sim 5 M$

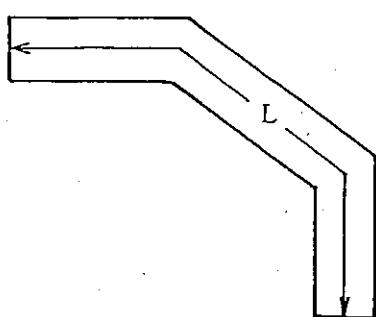
## 第5. 道路延長の測り方

注：延長はすべて中心線の長さ

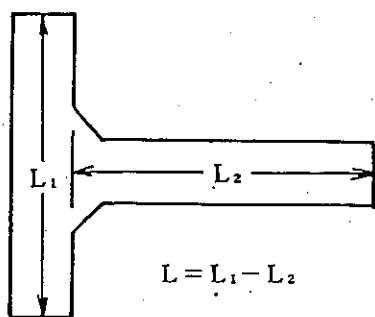
(イ)



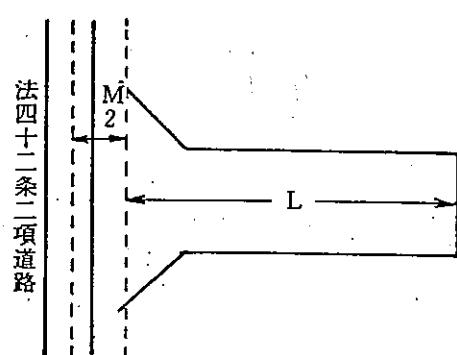
(ロ)



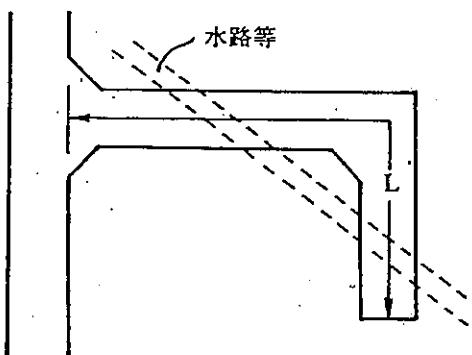
(ハ)



(ニ)



(ホ)



施行令第144条の4 第1項第1号の解釈及び取扱い

(表1)

申請道路 取り付道路	(A) 法第42条 第1項第1~3号 (公道) 巾員6M未満の袋路状 第2項
令144の 4-1-1 (イ) 巾6M未満 35M以下	<p>1) <math>W \leq 6</math> or 通り抜け <math>W &lt; 6</math> <math>L_1 \leq 35M</math></p> <p>2) <math>L_1 + L_2 \leq 35M</math> <math>W &lt; 6</math></p> <p>3) <math>L_1 \leq 35M</math> <math>W &lt; 6</math></p>
(ロ) 終端公園	<p><math>L_1</math> <math>W &lt; 6</math> 公園等</p> <p><math>L_1</math> : 制限なし</p>
(ハ) 転回広場付	<p><math>L</math> (制限なし)</p> <p><math>L_1, 35\text{以下}</math> <math>L_2, 35\text{以下}</math> <math>L_3, 35\text{以下}</math> <math>L_4, 35\text{以下}</math></p> <p>公道 6M未満 既存公道 にも必要</p> <p>35M以内ごとの転回広場 (終端)</p> <p>6M未満</p>
(ニ) 幅員 $\geq 6M$	<p>1) <math>L_1 + L_2</math> 公道 <math>L_1 + L_2</math> 制限なし <math>6M</math>未満</p> <p>2) <math>L_1 + L_2</math> <math>6M</math>以上</p> <p><math>L_3 + L_4 = L</math> 制限なし</p> <p><math>L_1 + L_2</math> 制限なし</p>
	<p>注: 1. 隅切・転回広場等の詳細は上図によらない。</p> <p>2. (イ)~(ハ)の併用はできない。</p> <p>3. 斜線は変更時築造部分</p>

(表2)

申請道路 取り付道路	(B) 46年前の指定道路
令144の 4-1-1 (イ) 巾6M未満 35M以下	<p>1) 注: 附則により、旧指定道の延長が35M以下とみなされる。</p> <p>2) <math>L_1 + L_2 \leq 35M</math></p> <p>3) <math>L_1 \leq 35M</math></p>
(ロ) 終端公園	<p><math>L_1</math>: 制限なし</p>
(ハ) 転回広場付	<p>注: 附則により旧指定道にも、転回広場があるとみなされる。</p>
(二) 幅員≥6M	<p>注: 附則により旧指定道の巾員が6M以上あるとみなされる。</p>
	<p>注: 1.</p> <p>2. } (A)に同じ</p> <p>3.</p>

(表3)

申請道路 取り付道路	(C) 令144条の4第1項第1号(イ)の指定道路(巾員6M未満) 注: 指定済道路の変更申請必要
令144の 4-1-1 (イ) 巾6M未満 延長35M以下	<p>1) 公道 <math>W \geq 6</math> or 通り抜け <math>L_1 \leq 35M</math> <math>W</math>の巾に 関係なく</p> <p>2) <math>L_1 + L_2 \leq 35</math></p> <p>3) <math>L_1 \leq 35</math></p>
(ロ) 終端公園	<p><math>L_1</math>: 制限なし</p>
(ハ) 転回広場付	<p>35以下</p> <p>指定済</p> <p><math>W &lt; 6</math></p> <p>注: 令144-1-1 本 による取扱</p> <p>35以下</p> <p>35以下</p> <p><math>35\text{以下} + 35\text{以下} + 35\text{以下}</math></p> <p><math>W &lt; 6</math></p>
(二) 幅員≥6M	<p>35以下</p> <p>指定済</p> <p><math>W &lt; 6</math></p> <p>注: 同上</p> <p>6M以上</p> <p>6M以上</p>
	<p>注: 1.</p> <p>2.</p> <p>3. } (A)に同じ</p>

(表4)

申請道路 取り付道路	(D) 令144条の4第1項第1号(口)の指定道路(終端公園) (巾員6M未満) 注:(C)に同じ
令144の 4-1-1 (イ) 巾6M未満 延長35M以下	<p>W &lt; 6    L<sub>1</sub> ≤ 35</p> <p>公園等    W ≥ 4</p> <p>注: 令144-4-1-1 による取扱</p>
(ロ) 終端公園	<p>W &lt; 6</p> <p>W &lt; 6</p> <p>終端公園に接続</p>
(ハ) 転回広場付	<p>W &lt; 6    公園等</p> <p>35以下</p> <p>35以下</p> <p>35以下</p> <p>W &lt; 6</p> <p>注: 令144の4-1-1 による取扱</p>
(二) 幅員≥6M	<p>W &lt; 6    公園等</p> <p>6M以上</p> <p>4M    指定済</p> <p>6M以上</p> <p>注: 同上</p>
	注: 1. 2. 3. } (A)に同じ

(表 5)

申請道路 取り付道路	(E) 令144条の4第1項第1号(イ)の指定道路(転回広場付) (巾員 6 M未満) 注: (C)に同じ
令144の 4-1-1 (イ) 巾 6 M未満 延長35M以下	<p>35以下 → 35以下 L<sub>1</sub> → 指定済 W &lt; 6 注: 令144-4-1 による取扱 W &lt; 6 L<sub>1</sub> ≤ 35</p>
(ロ) 終端公園	<p>W &lt; 6 注: 同上 W &lt; 6 公園等</p>
(ハ) 転回広場付	<p>W &lt; 6 35以下 35以下 W &lt; 6 35以下 + 35以下 + 35以下</p>
(シ) 幅員 ≥ 6 M	<p>W ≥ 6 注: 同上 W &lt; 6</p>
	注: 1. 2. 3. } (A)に同じ

(表 6)

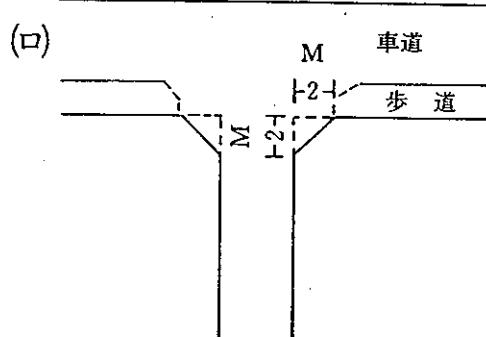
申請道路 取り付道路	(F) 令144条の4 第1項第1号(=)の指定道路(巾員 6M未満) 注:(C)に同じ
令144の 4-1-1 (イ) 巾 6 M未満 延長35M以下	<p style="text-align: right;">注: 令144の4-1-1 ホによる取扱</p>
(ロ) 終端公園	<p style="text-align: center;">(=)から(ロ)に変わる。</p>
(ハ) 転回広場付	<p style="text-align: right;">注: 令144-1-ホ による取扱</p>
(ニ) 幅員 ≥ 6 M	
	<p>注:</p> <p>1.</p> <p>2. } (A)に同じ</p> <p>3.</p>

## 2. 歩道付道路等に接続する場合の隅切の取り方

歩道あるいは水路等の官地等がある場合の隅切の取り方については、内規、(口)、(リ)により取扱ってきているが、今後、歩道等があり、その部分において $2m \times 2m$ 以上の両側隅切が確保できるものであれば、民地において隅切を取らずともよいこととする。

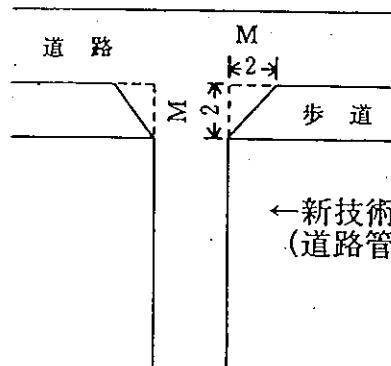
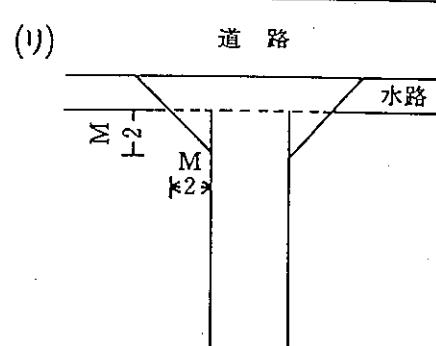
要するに、原則として民地内において隅切を必要とするが、あくまでも道路管理者との協議によるとし、道路管理者からの指示等により、官地内で十分な隅切を取れる場合は指定してもよいこととする。

現技術基準 第1—(口)



歩道部分は道路管理者の指示による。

現技術基準 第2—(リ)



## ○ 道路位置指定の技術基準の一部改正

(昭和57年3月1日付建-756号)

(昭和57年3月1日より実施)

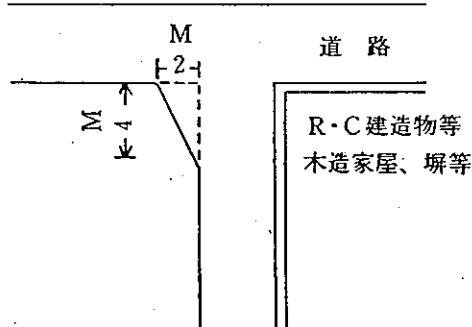
### 1. 片側隅切による道路位置指定

片側隅切による指定基準については、従来RC造建造物等又は河川等が片側にあるため隅切がどうしても取れない場合に限って $2m \times 4m$ の片側隅切とするとしていたが、これに加えRC造のものに限らず、木造家屋、堀等どうしても撤去できない障害物がある場合についても片側隅切を認めることにする。なお、建築住宅課に進達の際は、やむを得ない理由、現況の写真を添付すること。

また、承諾が取れず片側隅切とせざるを得ない場合については、両側隅切を取らせるべく、あるいはその他有効な処置をするよう指導するのは当然であるが承諾を得ることが非常に困難な場合に限り、片側隅切を認めることとする。

なお、その大きさは $2m \times 4m$ を最低限とし、申請書にはその理由書を添付させること。

(ホ)



# 関係法令抜き

## 【建築基準法（抄）】

### （道路の定義）

第 42 条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員 4 メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6 メートル。次項及び第 3 項において同じ。）以上のものをいう。

一. 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路

二. 都市計画法、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）、都市再開発法、新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）による道路

三. この章の規定が適用されるに至つた際現に存在する道

四. 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

五. 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2 この章の規定が適用されるに至つた際現に建築物が立ち並んでいる幅員 4 メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離 2 メートル（前項の規定により指定された区域内においては、3 メートル（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、3 メートル）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離 2 メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離 4 メートルの線をその道路の境界線とみなす。

3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については 2 メートル未満 1.35 メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については 4 メートル未満 2.7 メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。

4 第 1 項の区域内の幅員 6 メートル未満の道（第 1 号又は第 2 号に該当する道においては、幅員 4 メートル以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。

一. 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道

二. 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道

三. 第 1 項の区域が指定された際現に道路とされていた道

5 前項第3号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員4メートル未満の道については、第2項の規定にかかわらず、第1項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。

6 特定行政庁は、第2項の規定により幅員1.8メートル未満の道を指定する場合又は第3項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

#### 【建築基準法施行令（抄）】

##### （道に関する基準）

###### 第144条の4

法第42条第一項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したもの）をいう。以下この条において同じ。）とすることができます。

イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに建設大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

二 幅員が6メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場所を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 特定行政庁は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、規則で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 特定行政庁は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、建設大臣の承認を得なければならない。

## 【建築基準法施行規則（抄）】

### （道路の位置の指定の申請）

第 9 条 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副 2 通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項

### （道路の位置の指定の公告及び通知）

第 10 条 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

## 【昭和 45 年建設省告示第 1,837 号（昭和 45 年 12 月 28 日）】

### 道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 144 条の 4 第一項第一号ハの規定により建設大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が 2 メートルをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第一に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが二台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。